

産業厚生常任委員会資料

平成27年10月5日

市民生活部 市民課

目 次

1 マイナンバー制度について	P1～P3
2 参考資料	P4～P5

マイナンバー制度について

1 マイナンバー制度にかかる現状

平成28年1月から個人番号（マイナンバー）カードの交付が開始されますが、国民の過半数が制度の中身について理解されず、周知は不十分な状況であると言われており、市民がマイナンバー制度を十分に理解するための取組を進める必要があります。

また、国では他の自治体等との情報連携が始まる平成29年7月以降に、マイナンバーカードを健康保険証に使用したり、マイナポータルの運用を行うなど、ワンカード化を推進するとともに、行政サービスの拡充を図ることとしています。

市民が制度の利便性を実感するためには、法律や条例で定められた行政事務手続きの際の利用の周知にとどまらず、多様な独自活用が求められており、加東市においてもマイナンバーカードの普及のため、カードの独自利用について取り組む必要があります。

2 マイナンバー制度の市民への周知とマイナンバーカードの普及方法

①マイナンバー制度の周知について

広報紙やケーブルテレビ、市ホームページによるタイムリーな市民への情報提供を行うとともに、出前講座や地区説明会の開催などにより、マイナンバー制度の市民への周知を図っていきます。

②マイナンバーカードの普及方法について

10月から始まる通知カード交付申請の交付時来庁方式に加え、企業向けとして勤務地経由申請方式により企業従業員のカード交付を促します。（参考資料1、参考資料2参照）

また、市民課窓口で、希望者にはマイナンバーカード交付申請用の個人写真を撮るサービスを行うとともに、申請手続きをサポートします。

〔周知活動及びカード交付申請方法の工夫〕

取組項目	方 法
広報紙	マイナンバー制度の推進スケジュールに合わせ、タイムリーな情報提供
ケーブルテレビ	加東市情報ボックスで、広報の内容に合わせ動画により啓発 ※市民課職員によるPR
ホームページ	加東市のホームページのトップページにアップしている「マイナンバー制度について」を適時更新
イベント等に出店	市内のイベント等に出店し、のぼり旗、啓発グッズやチラシなどによる啓発
PRチラシの全戸配布	マイナンバー制度にかかるチラシを広報と同時配布

出前講座・地区説明会の開催	地区出前講座や小学校区等で地区説明会を行い、マイナンバーカードの交付申請手続きをサポート
企業・学校	企業・学校に出向き、マイナンバーカード交付申請の受付
事業所等	商工会との連携による啓発とマイナンバーカード交付申請の受付

【出前講座・地区説明会について】

マイナンバー制度の説明会だけでは、マイナンバーカードの交付につながりにくいとの観点から、制度の周知に併せて、マイナンバーカード交付にかかる加東市の独自サービスとして、写真の無料撮影サービスを含む説明会を実施し、市民の申請手続きをサポートします。

具体的には、写真撮影サービスと簡易書留で郵送された通知カード及び書類一式の持参を案内時に周知し、出前講座・地区説明会終了後に写真の無料配布、カード交付申請の受付及び関係書類を本人から受け取ります。

後日、市がまとめて関係書類をJ－LIS（地方公共団体情報システム機構）に郵送します。J－LISで作成されたマイナンバーカードが市へ送致され、本人には、市から本人限定受取郵便等により住民票の住所地に送付します。

●開催イメージ

- 1 開始30分前から開場し、来られた人から写真撮影
- 2 マイナンバー制度の概要とカード申請の説明
※写真をプリントアウトし、個人ごとにカットしテーブルに並べておく
- 3 質疑応答
- 4 テーブルに並んだ写真を各自が受け取り、申請希望者は裏に名前を記入後、職員が申請書に貼り付け
※受付時に写真を撮れなかった人も、説明会終了後に全て撮影し、写真を無料配布する
- 5 必要事項を記入し、申請書及び暗証番号設定書類を受け取り
- 6 手続きが済んだ人から順次解散

3 マイナンバーカードの活用による利便性の向上

①コンビニ交付について

全国の約45,000店舗のコンビニ（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK等）に設置されたキオスク端末により、曜日に関係なく、午前6時30分から午後11時まで、オンラインでの各種証明書の交付が可能となる制度で、市民に都合のいい時間にサービスを提供できます。

コンビニ交付は、既に住民基本台帳カードの活用によって、全国で約100の自治体において実施されています。今後は、マイナンバー制度の浸透により、カードを活用して導入する自治体

が拡大する状況であり、兵庫県下においては、41市町のうち過半数の自治体で導入を計画または検討を進めています。

加東市においても、平成29年度のサービス開始を目指し、導入に向けての取組を進めています。

コンビニ交付で取得できる証明書の項目

・住民票の写し	☆	◎
・印鑑登録証明書	☆	◎
・住民票記載事項証明書	★	◎
・戸籍証明書	★	
・戸籍の附表の写し	★	
・税務証明書	★	◎

☆は標準的な導入項目

★は対応しない自治体あり

◎加東市の取組予定項目

6か国語に対応（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）

加東市におけるコンビニ交付サービスは、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「住民票記載事項証明書」「税務証明書」を予定し、今後、マイナンバーの利用範囲の状況等により、戸籍等の導入を検討します。

※加東市内では、コンビニ交付導入により、社地域8店舗、滝野地域5店舗、東条地域4店舗の合計17店舗において、各種証明書の交付が可能

〔利便性の向上について〕

- ・市役所窓口で並ばずに証明書が取得できるため、市民にとっては非常に便利になります。
- ・市の窓口業務の時間外におけるコンビニ交付の率は、コンビニ交付総件数の40%以上、在住市外での取得率が20%以上という実績が報告されており、例えば休暇をとって証明書を市役所に取りに行く手間を大幅に削減することができるため、市民の利便性は大きく向上します。
- ・市民は、申請書記載が不要になり、証明書にかかる手続きが簡素化されます。
- ・コンビニ交付を実施することによって、証明書の取得の場所を広げることができます。

(全国約45,000店舗 内、加東市内17店舗)

②その他のマイナンバーカードの活用について（主なもの）

マイナンバー制度の導入で、カードを利用した行政手続きの簡素化や医療への活用が可能となります。

●行政手続きの簡素化

- ・カードを公的な身分証明書として活用（平成28年1月開始）
- ・専用サイトで予防接種の案内を取得（平成29年1月開始）

●医療への活用

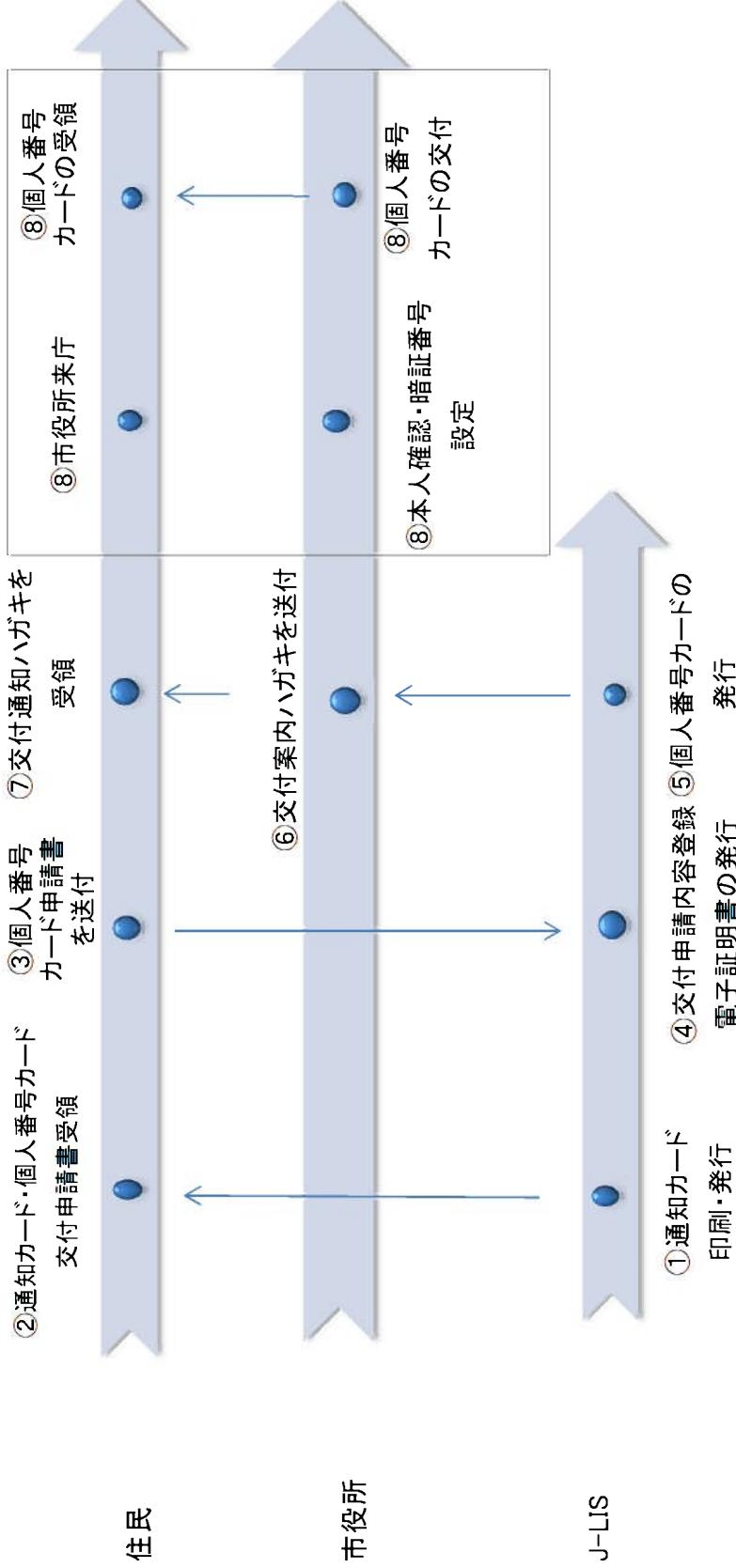
- ・カードを健康保険証として活用（平成29年7月以降開始）

市役所における個人番号カードの交付業務フロー（交付時来庁方式）

○通知カードを受け取ってから個人番号カード交付を希望する市民が市役所に来庁し、カードを受け取るまでの想定です。

※加東市（は11月（予定）～

※個人番号カード交付処理（は同日に実施
(加東市は1月下旬(予定)～)

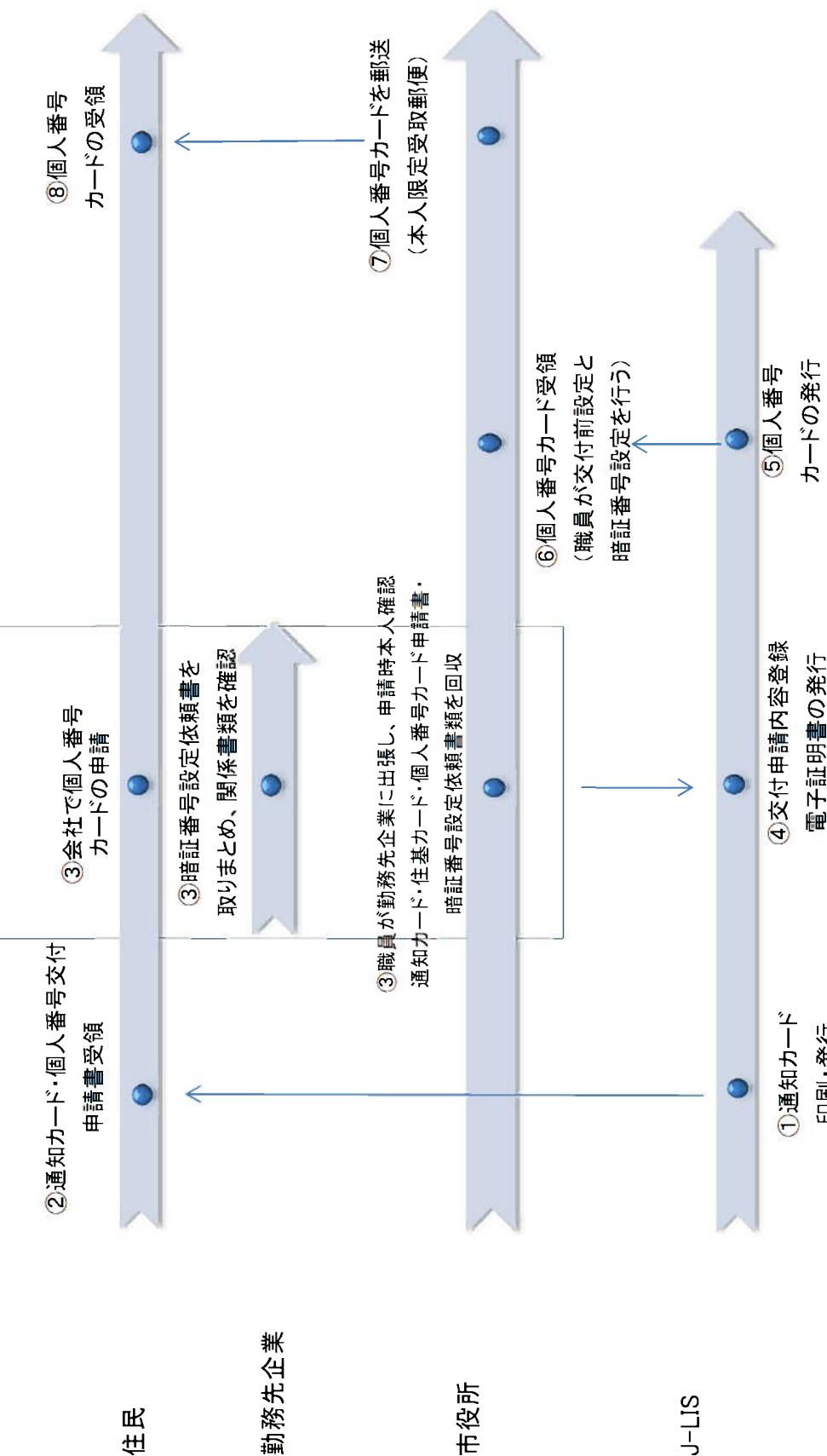


※③の時点において、写真撮影、申請書の記入・送付の市独自サービスあり

市役所における個人番号カードの交付業務フロー（勤務地経由申請方式）

○職員が市内の企業に出向き、従業員の本人確認を一括して行う場合の想定です。（加東市民50人以上集まる企業等が対象）

※個人番号カード交付受付処理は同日に実施



参考資料2